

条 例 の 概 要

議案第 25 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号）

・幸手市税条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）が一部改正（令和 8 年 4 月 1 日施行）されたことに伴う所要の改正

(1) 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う所要の改正

「種別割」の名称を「軽自動車税」に戻すもの

（第 18 条の 3、第 80 条、第 82 条、第 83 条、第 85 条、第 87 条から第 91 条までの規定、附則第 16 条及び附則第 16 条の 2 関係）

(2) 改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合の新設

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋のうち、同法に規定する基準に適合する高度なバリアフリー工事が行われたものに係る固定資産税について、市の条例で定める割合に相当する額を減額する措置（通称：わがまち特例）が講じられたことに伴い、参酌基準どおりにその割合 3 分の 1 を設定するもの

（附則第 10 条の 2 第 26 項関係）

(3) その他所要の改正

2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 26 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 6 号）

・幸手市都市計画税条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）が一部改正（令和 8 年 4 月 1 日施行）されたことに伴う所要の改正

(1) 改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合の新設

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋のうち、同法に規定する基準に適合する高度なバリアフリー工事が行われたものに係る都市計画税について、市の条例で定める割合に相当する額を減額する措置（通称：わがまち特例）が講じられたことに伴い、参酌基準どおりにその割合 3 分の 1 を設定するもの

（附則第 7 項関係）

(2) 引用条項、字句整理等の改正

2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 27 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 7 号）

・幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 83 号）が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）が一部改正（令和 8 年 4 月 1 日施行）されたことに伴う国民健康保険税の減額に係る軽減判定等の改正

(1) 限度額の改正

子ども・子育て支援納付金課税額

「30,000円」【新設】

(第2条第5項関係)

(2) 法定軽減額の改正

ア 7割軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額

子ども・子育て支援納付金課税額分

「1,050円」【新設】

18歳以上被保険者均等割額分

「70円」【新設】

イ 5割軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額

子ども・子育て支援納付金課税額分

「750円」【新設】

18歳以上被保険者均等割額分

「50円」【新設】

ウ 2割軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額

子ども・子育て支援納付金課税額分

「300円」【新設】

18歳以上被保険者均等割額分

「20円」【新設】

(第21条第1項関係)

(3) 5割軽減の判定所得の算定の際に被保険者数に30万5,000円を乗じて算定していたが、これを31万円とするための改正

軽減区分	軽減判定所得額
5割軽減	$43万円 + \underline{30万5,000円} \times \text{被保険者数} + 10万円 \times (\text{一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数} - 1)$
	↓
	$43万円 + \underline{31万円} \times \text{被保険者数} + 10万円 \times (\text{一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数} - 1)$

(第21条第1項第2号関係)

- (4) 2割軽減の判定所得の算定の際に被保険者数に56万円を乗じて算定していたが、これを57万円とするための改正

軽減区分	軽減判定所得額
2割軽減	43万円 + <u>56万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数 - 1)
	↓
	43万円 + <u>57万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数 - 1)

(第21条第1項第3号関係)

- (5) 未就学児に係る被保険者均等割額の減額

ア 7割軽減世帯の被保険者均等割額の未就学児1人の額
子ども・子育て支援納付金課税額分

「225円」【新設】

イ 5割軽減世帯の被保険者均等割額の未就学児1人の額
子ども・子育て支援納付金課税額分

「375円」【新設】

ウ 2割軽減世帯の被保険者均等割額の未就学児1人の額
子ども・子育て支援納付金課税額分

「600円」【新設】

エ アからウまでの世帯以外の世帯の未就学児1人の額
子ども・子育て支援納付金課税額分

「750円」【新設】

(第21条第2項関係)

- (6) 世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者(以下「出産被保険者」という。)がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額を減額することとしたもの

<減額内容>

出産被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、
被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額

(第21条第3項関係)

- (7) 世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を減額することとしたもの

<減額内容>

18歳未満被保険者の子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額

(第21条第4項関係)

- (8) その他所要の改正

2 施行期日等

- (1) 施行期日

令和8年4月1日

- (2) 経過措置

改正後の幸手市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条 例 案 の 概 要

議案第 28 号 幸手市手数料条例の一部を改正する条例

1 内 容

個人番号カードの更なる利用促進のため、個人番号カードを使用し、多機能端末機により交付申請する証明書の手数料（以下「コンビニ交付等手数料」という。）を時限的に減額するもの

手数料の名称	コンビニ交付等手数料		(参考)
	改定前	改定後	窓口交付手数料
税その他公課に関する証明手数料	200円/枚	<u>10円/枚</u>	300円/枚
印鑑に関する証明手数料	200円/件	<u>10円/件</u>	300円/件
住民票又は戸籍の附票証明手数料（住民票に限る。）	200円/件	<u>10円/件</u>	300円/件

【減額期間】

令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

（附則第 6 項関係）

2 施行期日

令和 8 年 8 月 1 日

議案第 29 号 幸手市税条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 3 1 日に公布され、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）が一部改正されたことに伴う所要の改正

(1) 固定資産税の免税点の引上げ

	＜改正前＞	→	＜改正後＞
ア 土地	30 万円	→	変更なし
イ 家屋	20 万円	→	30 万円
ウ 償却資産	150 万円	→	180 万円

（第 63 条関係）

(2) 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長

個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を5年延長し、令和12年までに居住を開始した場合に適用することとするもの

(附則第7条の3第1項関係)

(3) 特定暗号資産取引の課税の見直しに伴う規定の追加

現行、暗号資産取引のうち特定暗号資産取引で生じた利益に係る課税方式は「総合課税」とされているところ、改正後は他の所得と分離し課税される「分離課税」とするもの

(附則第19条の3関係)

2 施行期日（上記に係る事項に限る。）

(1) 上記1内容(1)につき、令和9年4月1日

(2) 上記1内容(2)につき、令和9年1月1日

(3) 上記1内容(3)につき、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

議案第30号 幸手市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴う所要の改正請求又は要求による監査に関する引用条項の改正

「第243条の2の8第3項」 → 「第243条の2の9第3項」

(第5条関係)

2 施行期日

令和8年9月24日

議案第31号 幸手市手話言語条例

1 内 容

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及並びに地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、市並びに市民及び事業者の責務や役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、全ての市民が共生することのできる地域社会の実現に寄与するため、条例を制定するもの

(1) 目的

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境の構築に関し、総合的かつ計画的に施策を推進し、全ての市民が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(第1条関係)

(2) 基本理念

手話を使用しやすい環境の整備は、手話が言語であるという認識に基づき、全ての市民が、互いにその個性と人格を尊重することを基本として行わなければならない。

(第2条関係)

(3) 市の責務

市は、手話への理解の促進、手話の普及その他の手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(第3条関係)

(4) 市民の役割

市民は、ろう者と手話を理解し、コミュニケーションを図ることにより、暮らしやすい地域社会の実現及び手話の普及に努めるものとする。

(第4条関係)

(5) 事業者の責務

事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、働きやすい環境を整備し、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(第5条関係)

(6) 施策の推進等

市は、次に掲げる施策の推進に関し、障がい者に関する計画等との整合性を図るとともに、ろう者やその他関係者との協議の場を設けて、必要な方針を定めるものとする。

ア 手話に関する市民及び事業者の理解の促進並びに手話の普及に関する施策

イ コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備のための施策

ウ 手話を学ぶ機会の確保に関する施策

エ 手話により情報を取得する機会の拡大のための施策及び災害時に備えた情報共有の支援

オ 学校教育及び社会教育等における、手話の理解及び普及を図るための働きかけ

カ 手話通訳者の確保及び養成のための施策

キ 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

(第 6 条関係)

(7) 財政措置

市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(第 7 条関係)

(8) 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(第 8 条関係)

2 施行期日

令和 8 年 7 月 1 日

議案第 3 2 号 幸手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 内 容

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の一部が改正されたことに伴う所要の改正

【満 3 歳以上限定小規模保育事業（3～5 歳児のみを対象とした小規模保育事業）の創設に伴う規定の整備】

(1) 満 3 歳以上限定小規模保育事業者における連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園の確保について規定するもの

(第 6 条第 1 項及び第 7 項関係)

(2) 満3歳以上限定小規模保育事業の設備及び職員の基準については、小規模保育事業所A型の設備及び職員の基準と同様とすることを規定するもの

(第27条及び第29条第2項関係)

(3) 満3歳以上限定小規模保育事業者については、連携施設の確保が困難な場合における連携施設の確保をしないことを認める経過措置の対象外とすることを規定するもの

(附則第3条関係)

(4) その他所要の規定の整備

2 施行期日

令和8年7月1日

議案第33号 幸手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 内 容

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことに伴う所要の改正

【満3歳以上限定小規模保育事業（3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業）の創設に伴う規定の整備】

(1) 満3歳以上限定小規模保育事業の利用定員については、6人以上19人以下とし、事業所ごとに利用定員を定めることを規定するもの

(第37条第1項及び第3項並びに第51条の2第2項関係)

(2) 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）については、利用申込に係る満3歳以上保育認定子どもの総数が利用定員を超える場合において、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考することを規定する

もの

(第39条第3項関係)

(3) その他所要の規定の整備

2 施行期日

令和8年7月1日

議案第34号 幸手市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴う所要の改正次に掲げる条例において、議会の同意を要する賠償責任の免除に関する引用条項の改正

(1) 幸手市水道事業の設置等に関する条例

「第243条の2の8第8項」 → 「第243条の2の9第8項」

(第1条中第5条関係)

(2) 幸手市公共下水道事業の設置等に関する条例

「第243条の2の8第8項」 → 「第243条の2の9第8項」

(第2条中第5条関係)

(3) 幸手市農業集落排水事業の設置等に関する条例

「第243条の2の8第8項」 → 「第243条の2の9第8項」

(第3条中第5条関係)

2 施行期日

令和8年9月24日